

食品安全委員会第 298 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 8 月 20 日（木） 13:59～14:48

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について
 - ・添加物 イソペンチルアミン
(厚生労働省からの説明)
- (2) 農薬専門調査会における審議状況について
 - ・「塩酸ホルメタネート」に関する意見・情報の募集について
- (3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について
 - ・化学物質・汚染物質「米のカドミウムの成分規格の改正」に係る
食品健康影響評価について
 - ・化学物質・汚染物質「清涼飲料水関連 5 物質」に係る食品健康影響評価
について
 - ①クロロホルム②ブロモジクロロメタン③ジブロモクロロメタン
 - ④ブロモホルム⑤総トリハロメタン
- (4) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 6 月分）について
- (5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 7 月分）について
- (6) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 俵木基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「イソペンチルアミン」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について
- 資料 2 農薬専門調査会における審議状況について〈塩酸ホルメタネート〉
- 資料 3 - 1 化学物質・汚染物質に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈米のカドミウムの成分規格の改正〉
- 資料 3 - 2 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈クロロホルム〉
- 資料 3 - 3 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈プロモジクロロメタン〉
- 資料 3 - 4 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ジプロモクロロメタン〉
- 資料 3 - 5 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈プロモホルム〉
- 資料 3 - 6 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈総トリハロメタン〉
- 資料 4 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 6 月分）について
- 資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 7 月分）について
- 資料 6 その他

6. 議事内容

◆小泉委員長 少し早いですが、皆様おそろいですので、食品安全委員会第 298 回会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から俵木基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第 298 回会合）議事次第」に従いま

して、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認を事務局からお願いいたします。

◆西村総務課長 資料の確認をさせていただきます。その前に資料の確認に先立ちまして、1つお願いがございます。現在配られております議事次第の中で「3. 議事」の(2)にございます「農薬専門調査会における審議状況について」でございますが、これにつきましては、内容について確認を要するところがあると判明いたしましたので、本日の議題から削除ということをお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。

資料1-1。「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料1-2がございます。

資料2は欠番とさせていただきます。

資料3-1は、「化学物質・汚染物質に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

資料3-2、資料3-3、資料3-4、資料3-5、資料3-6と、それぞれ「清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」の資料がございます。

資料4が「食品安全モニターからの報告(平成21年6月分)について」。

資料5が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成21年7月分)について」。
不足の資料等ございましたら御指摘いただければと思います。

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、今、御説明がありましたように、議題(2)を削除することといたしまして、早速議事に入ります。

最初に、「(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますように、厚生労働大臣から8月12日付けで添加物1品目について、食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の俵木基準審査課長から、説明がありますので、よろしくをお願いいたします。

◆**俵木基準審査課長** 厚生労働省の俵木でございます。御説明させていただきます。

資料1-2を御覧ください。今回の食品健康影響評価は、「イソペンチルアミン」についてでございます。

資料の「経緯」のところを御覧ください。厚生労働省では先生方も御存じのとおり、JECFAで国際的に安全性評価が終了して、一定の範囲内で安全性が確認されている、かつ、米国、EU諸国等で広く使用が認められているもの、この2つの条件を満足するものにつきましては、企業等からの要請を待つことなく、国際汎用添加物として指定に向けた検討を進めてきているところでございます。

今回はこの中でこの条件に当たります、イソペンチルアミンについて、評価資料が整いましたので、食品添加物としての指定に向けまして、食品安全委員会での食品健康影響評価をお願いしたいというものでございます。

イソペンチルアミンについてでございますが、これは香料でございまして、トリュフ、ヤマドリダケ、ワイン等々の食品中に存在する成分でございまして、欧米では清涼飲料、ゼラチン・プリン類等、ここに掲げました各種の加工食品において、香料として広く使用されているものと聞いております。

今後、食品安全委員会で食品健康影響評価の結果をいただきました後、薬事・食品衛生審議会におきまして、食品添加物としての指定に向けて手続を進めていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容及び記載事項について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

評価と全く関係ないのですが、「アンモニア様の香気」というのは、ごく微量であれば、いい香気になるのでしょうか。

◆**俵木基準審査課長** そうなんだろうとっておりますけれども、特徴的な香りなのかなと思います。直接かいだことがないので分かりません。

◆**小泉委員長** 分かりました。御質問ございませんか。

ないようでしたら、本件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。俵木課長、どうもありがとうございました。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆小泉委員長 それでは(2)を省きまして、次の議事に移ります。

「(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」です。

「米のカドミウムの成分規格の改正」及び「清涼飲料水関連5物質」に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手续が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

◆北條評価課長 資料3-1から資料3-6に基づいて御説明いたします。

資料3-1。「米のカドミウムの成分規格改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

4ページ、カドミウムにつきましては、既に「第1版関係」のところに記載がございますように、食品安全委員会におきまして御評価をいただいているところでございます。

今回の評価の要請でございますが、「第2版関係」ということで、2009年2月に、厚生労働大臣より食品安全基本法第24条1項に基づき、米のカドミウムの成分規格改正に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

化学物質・汚染物質専門調査会におきまして審議が行われまして、その評価書(案)につきまして、本年6月25日から7月24日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございますけれども、後ろから3枚目までのページに「参考」として掲載をさせていただきます。4通ほどの御意見をいただいております。

1つ目の御意見でございますけれども、最初の評価要請から6年余りが経過しているということで、専門調査会及び事務局の体制の拡充により、評価のスピードアップが必要と考えますという御意見でございます。

最初の第1版関係の審議につきましては、確かにかなりの年数をかけまして、多数にわたる審議を重ねて評価がまとまったところでございます。第2版関係につきましては、先ほど御紹介したように、比較的短期間には評価が行われているところでございます。しかしながら、いずれにしましても御指摘のとおり、専門調査会、事務局体制を充実していくことによりまして、評価をより迅速に行っていくことは、重要な課題だと私どもも認識をしているところでございます。今後とも調査審議の効率化などと併せまして、評価の迅速

化を図っていきたいと考えているところでございます。

2つ目でございますけれども、「本評価書全文を迅速に海外に公開し、国際的な耐容週間摂取量の議論に活用させるべきであると考えます。」ということございまして、本評価が終了後、速やかに英文に翻訳をして公開をしたいと考えているところでございます。

次のページにまいりまして、3つ目の御指摘でございますが、これは本文 22 ページの「表 9」についてでございます。「糞中カドミウム濃度」と「尿中カドミウム濃度」という「濃度」という表現は、不適切ではないかという御指摘ございました。

これは御指摘のとおり、確かに「濃度」という表現は適切ではないということで「排泄量」と修正をさせていただきたいと思っております。

4つ目の御指摘でございます。今回、EFSA の評価も踏まえまして、再度、食品安全委員会において評価が行われているわけでございますが、その EFSA の評価との違いについての御指摘でございます。カドミウムには、発がん性や内分泌かく乱性も報告されていることから、耐容摂取量を低く設定するべきという御意見でございました。

専門調査会の回答では、IARC は、職業性の吸入暴露によって、発がんリスクからヒトに対して発がん性があると評価をしているということでございますが、ヒトの経口暴露による発がん性の証拠は報告されておられません。

次の段落に記載がございませぬけれども、幾つか発がんリスクの増加について触れられている文献、報告がございませぬが、カドミウム以外の交絡因子の関与が否定できず、明確な用量－反応関係が示されていないことから、定量的なリスク評価のために十分な知見とは言えないと考えているということでございます。ただ、発がんリスクの問題については、今後とも引き続き注意を払っていく必要があると考えているところでございます。

内分泌かく乱性につきましては、ヒトを対象とした疫学的データについては、肯定的な報告がほとんど認められていないということでございます。

いずれにしましても、今回の評価におきましては、カドミウムの経口暴露を対象とした慢性影響といたしまして、多くの知見が報告されております。腎臓の近位尿細管機能障害に着目して、耐容週間摂取量が設定されていると回答させていただきたいと思っております。

5番目の御指摘でございます。自家産米や縁故米の消費者を考慮いたしまして、カドミウムの耐容摂取量を評価することを要望しますということでございます。

回答といたしましては、仮に 0.4ppm 以上の自家産米や縁故米を一生食べ続けた場合に推定される摂取量につきましては、御指摘のとおり耐容摂取量の $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週を超過する可能性があるということでございます。しかしながら、この摂取量の根拠の 1つとし

てNogawaらの論文に疫学調査の報告がございますけれども、ヒトの健康に悪影響を及ぼさない総カドミウム摂取量というものは約2g、これは14.4 μ g/kg/体重/週に相当するということではありますが、算定されております。

したがって、耐容摂取量は余裕を持って設定されており、この値を超えても直ちに健康被害を起こすものとは考えられません。自家産米や縁故米は、食品衛生法の規制対象外となりますので、基本的には、それらの米を食べる判断は、生産者や縁故者によってなされるものと考えておりますけれども、いずれにしましてもお寄せいただいた御意見については、リスク管理機関でございます厚生労働省にも、お伝えをするという回答としております。

6番目でございますけれども、ここに記載がございますように(1)から次のページの(8)までの理由によりまして、予防的な視点に立って主食の玄米・精米のカドミウム成分規格を0.4ppmよりも低く設定されることを強く望みますという御指摘でございます。

この成分規格等の設定につきましては、今後、厚生労働省におきまして検討されることとなっておりますので、お寄せいただきました意見につきましては、厚生労働省にお伝えをするとさせていただきたいと思っております。

次のページにまいりまして、7番目の御指摘でございます。子どもへの影響についてでございますが、今回のリスク評価において対象としないというのは適切ではないであろう。今後、慎重に十分な研究調査を早急に行うべきではないかという御指摘ございました。

今回対象となった論文でございますが、極めて微量の重金属類に暴露した子どもにおきまして、腎臓あるいは神経系に軽微な影響を示す可能性を示唆する疫学調査というものがございました。ただ、共存する他の金属元素の影響も無視できないことから、現時点ではこの疫学調査のみから結論を引き出すのは困難であろうという判断があったわけでございます。

いずれにしましても、子どもへの影響といった調査等の知見の集積というものも、必要だと考えているところでございます。

8つ目の御指摘でございますが、「重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する」と述べているが、科学的知見の蓄積は大勢の被害者の苦しみの上に積み重ねられた結果ではないのかという御指摘でございます。私どもも含めまして専門調査会におきましても、被害者をたくさん出していいとは考えていないわけでございます。今回の評価結果を踏まえまして、適切なリスク管理措置が採られることを願っているところでございます。

最後の9番目の御指摘でございます。詳細は説明いたしません、(1)から(5)まで、これは農用地土壌汚染対策の観点からの御要望でございます。

この問題につきましては、リスク管理機関に対する内容でございますので、関係いたします厚生労働省、農林水産省、環境省の方にお伝えをするという回答とさせていただきます。

続きまして、資料3-2から資料3-6までのものでございます。いずれのものも、清涼飲料水中の成分の規格基準改正に係る食品健康影響評価に関するものでございます。

資料3-2の2ページ。「審議の経緯」にお示ししますように、一連のものにつきましては、2003年7月に、厚生労働大臣より、清涼飲料水中のそれぞれの成分の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

ここに記載のように、化学物質・汚染物質専門調査会におきまして審議が行われまして、その評価書(案)につきましては、6月25日から7月24日まで、国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果でございますけれども、今回の評価書(案)に対しまして特段の御意見・情報というものが寄せられておりません。したがって、これらのものにつきましては専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆小泉委員長 資料3-3以降はよろしいですか。

◆北條評価課長 全く同じです。

◆小泉委員長 分かりました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようでしたら、本2件につきましては、化学物質・汚染物質専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、米のカドミウムの成分規格の改正に係る食品健康影響評価につきましては、「現在設定されている耐容週間摂取量7 μ g/kg体重/週を変更する必要はない。」という結論。

清涼飲料水の関連5物質に係る食品健康影響評価につきましては、「クロロホルムの耐容一日摂取量を12.9 μ g/kg体重/日と設定する。」。

「プロモジクロロメタンの耐容一日摂取量を6.1 μ g/kg体重/日と設定する。」。

「ジブロモクロロメタンの耐容一日摂取量を 21.4 μ g/kg 体重/日と設定する。」。

「プロモホルムの耐容一日摂取量を 17.9 μ g/kg 体重/日と設定する。」。

最後の「総トリハロメタンは耐容一日摂取量を設定できないと判断される。」という結論でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 食品安全モニターからの報告(平成21年6月分)について

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に移ります。

「(4) 食品安全モニターからの報告(平成21年6月分)について」です。事務局から報告をお願いいたします。

◆小野勸告広報課長 資料4に基づきまして、「食品安全モニターからの報告(平成21年6月分)について」、御報告いたします。

食品安全モニターから6月中に40件の報告がございました。具体的には2ページ目以降に記してございます。

「1. 食品安全委員会活動一般関係」に関する御意見ですけれども、全部で5件ございます。

まず最初に、食品安全委員会の委員の選任に関する御意見です。選任に関しまして、リスク評価をした結果が政治的思惑に沿っていないという理由で不同意とされました。食の安全確保のため、関係者全員で究明すべき問題であるという御意見です。

委員会からのコメントを下に記してございます。この件に関しまして、食品安全委員会として、科学的にリスク評価する立場から、7月1日に委員長談話として発表いたしております。その中で述べているとおり、今後とも「科学に基づく新しい食品安全を守るしくみ」について、1人でも多くの皆様に理解していただけるよう努力していきたいというコメントを記してございます。

次の御意見ですが、人材育成講座に関しまして、講座開催後、どのような職種の人がどの地域で育成され、存在するののかという情報が欲しいということでございます。

これに関しましては、受講者の情報というものは個人情報を含んでございますので、公表にはなじまないと考えております。ただ、受講された方の内訳につきましては、専門調査会資料において報告いたしているところでございますので、そちらを御覧ください。そ

れから、受講者が活躍する場として、グループワークを取り入れた意見交換会の開催にも取り組んでいるところがございますというのが、委員会からのコメントでございます。

3 ページ目、食品安全モニターに関する御意見でございます。食品安全モニターの役割は、「行政と一般消費者との架け橋」と考えていますが、誰が誰に啓発するのかという点を、もっと明確にすべきだという御意見。

続きまして、長崎市で開催された会議に参加したということでございますが、その会議で知ったことを1人でも多くの方に伝えていくことも、食品安全モニターの大切な仕事と考えておりますということでございます。

これに対しましては、まず、誰が誰に何を啓発するのかということにつきまして、食品安全モニターの手引に記して、それぞれのモニターの皆様にお知らせしているところがございますが、食品安全モニターの皆様には、委員会が発信する情報を日常の生活を通じて可能な範囲で地域の方々に伝えていただくということなど、委員会と地域との橋渡しの役割をお願いしているところがございます。また、こうした中で地域での反応とか、声を踏まえた意見・情報なども、こちらにお寄せいただければありがたいというコメントを記してございます。

4 ページ、モニター会議に参加した御感想ということで寄せられた御意見ですが、モニター同士のコミュニケーションが必要だと感じました。モニター同士が話し合える場をもっと作って欲しいという御意見です。

これに関しましては、21年度のモニター会議におきましては、リスク評価の実際などについて知識や理解を深めていただくとともに、委員あるいはリスク管理機関の担当者も加わった形で意見交換を行ったところがございます。また、モニターの方々が交流していただく場の設定につきましては、設定時間を長く設けること、ファシリテーターを配置することによって、モニターの皆様同士の交流を深めることができたと考えております。

今年のモニター会議におきましては、「ネットワーク作成等について」というお知らせを配布し、これに御賛同いただける方々を対象として、安全モニターの名簿を作成したところがございます。この名簿を活用していただき、積極的なモニター活動に役立てていただければと思っておりますというのが、委員会からのコメントでございます。

5 ページ目、リスクコミュニケーションに関しましては、3件の御意見をいただいたところがございます。

まず、ホームページで配信されている映像は難しい知識がなくてもリスクの考え方を理解できる大変良い資料である。多くの方に見ていただきたいと思っておりますということ。

2番目の御意見は、ホームページに対し、委員会のホームページは、一般消費者には分かりづらいため、改善が必要だという御指摘です。また、委員会と協会や団体などのホームページのリンクに関しても御意見をいただいております。

これに関して、まず映像資料でございますが、一部のDVDソフトに関しましては、当委員会のホームページ上で、「政府広報オンライン」とリンクいたしまして、国民の皆様にご覧いただけるようになってございます。それから、勉強会等への貸し出しを通じまして有効活用をいただいているところでございます。こうしたことを通じまして、1人でも多くの皆様にご覧いただけるよう、今後とも努力してまいりたいと考えております。

また、ホームページのリンクに関しましては、原則、ホームページにつきましては、リンクフリーとしてございます。多くの団体等のホームページにおいてリンクしていただいていると思っております。

食品安全委員会のホームページでございますが、リスク管理機関、研究機関、国際機関等の公的な機関ともリンクを張っており、多角的、機能的、有機的に御理解いただけるよう工夫しているところでございます。また、システムの更新に併せまして、掲載情報の階層化により、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成へ見直しを行い、さらに、分かりやすいホームページとなるよう検討を進めてまいりたいという考えでございます。

次の御意見ですが、DVDの活用に関するものです。DVDを使って今後とも活用する場を広げるお手伝いをしていきたいという考えをお持ちで、ただ、DVDに関し、マニュアル等を作成して、視聴の後、補足説明を行えば、更に理解が深められるように思うという御意見でございます。

これに関しましては、先ほども申し上げましたように、映像ソフトは全部で7本ございますが、そのうちの4本につきましてはトップページを通じご覧いただけるようになっております。また、勉強会等で活用される方々につきましては、DVDの貸し出しを行っております。補足資料につきましては、子ども向け小冊子『どうやって守るの？食べ物の安全性』という冊子を作成しているところでございまして、これらを組み合わせて補足説明をしていただくことにより、一層効果的に視聴していただけるものと考えておりますというコメントでございます。

続きまして、BSE関係で1件意見がございます。「OIEによるBSE監視基準について」ということで、輸入できる牛肉の条件から月齢条件を撤廃し「全月齢の骨なし牛肉」とする内容を決議したところですが、これに関し委員会としての見解をなるべく早く公

表し、日本の方向性を示して欲しいという御意見です。

これに関しましては、今年6月の委員会におきまして、リスク管理機関から本件の御報告を受け、さらに情報収集を行い、適切に対応するようリスク管理機関に要請しているところでございます。BSEは重要な案件であるため、国民の食の安全を確保する観点から、今後ともOIEの動向に注視してまいります。また、仮に、今後、OIE基準を踏まえた牛肉の輸入条件の見直しに関しまして、リスク管理機関から委員会に評価要請されることとなりました場合には、最新の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に審議を行うこととしておりますという御回答でございます。これに関しましては、農林水産省からもコメントをいただいているところでございます。

8ページ、食品添加物の関係では、1件御意見をいただいております。「食品添加物チェック表」というものを作成してはどうかという御意見でございます。

これに関しましては、食品添加物は、食品の製造過程において、加工又は保存の目的で食品に意図的に加えられ、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要であります。

新しい食品添加物の使用を認めるに当たりましては、リスク評価を食品安全委員会が実施しまして、その評価結果に基づき、リスク管理機関が具体的にリスクを低減する措置あるいは規制・指導などの施策を策定・実施するという役割となっております。今後もその役割をしっかりと果たすことにより、食品の安全性の確保に努めてまいります。

添加物の情報ですが、先ほども御紹介いたしました、「気になる食品添加物」というDVDに関しましては、ホームページを通じて御覧いただけることになっておりますというコメントをしております。

9ページ、農薬の関係では、2件。1つは宮崎県において、残留農薬基準を上回るホウレンソウが販売されたことに関しまして、もっと徹底した指導並びに研修をお願いしたいという御意見でございます。

これに関しましては、農水省からコメントをいただいているところでございます。

また、農薬の残留データの公表について御意見をいただいておりますけれども、こちらにつきましては関係行政機関に回付しているところでございます。

化学物質・汚染物質の関係では、1件でございます。重金属に関しまして、米にはカドミウムの基準がありますが、他の食品についても基準を作るべきであるという御意見。それから、飼料についても基準がございますけれども、食品と飼料の重金属の基準については、整合性の取れた基準にすべきであるという御意見でございます。

これに関しましては、食品安全委員会におきましては、これまでメチル水銀、銅、カドミウムについてリスク評価を行っております。また、審議中のものとしては鉛、今年度から審議しているものとしては総水銀及び六価クロムなどがございます。

委員会が科学的な根拠に基づき中立公平にリスク評価をして導き出された耐容摂取量を基に、リスク管理機関により重金属の基準の設定、見直しが行われます。

委員会としては、今後とも、情報収集、情報整理、情報提供に努めてまいりますということを書いてございます。また、厚生労働省、農林水産省からもコメントをいただいております。

11 ページ、微生物・ウイルス関係では1件ございます。生肉を食べることについて、カンピロバクターの安全性評価を委員会が行ったが、生肉には生きた菌が存在していることを理解した上で、食べることが必要だという御意見でございます。

カンピロバクターにつきましては、今年6月にリスク評価結果を取りまとめまして、リスク管理機関に対しまして、評価結果を踏まえた適切なリスク管理措置を検討するよう通知したところでございます。また、本件に関しましては、福岡、東京において意見交換会を実施したところでございますけれども、今後とも情報提供に努めてまいりたいということを書いてございます。この意見に関しては、厚生労働省、農林水産省からもコメントをいただいております。

食品衛生関係につきましては7件いただいております。

まず、新型インフルエンザの呼び名につきましては、当初、名称が豚由来のインフルエンザということで報道されましたが、その名称が新型インフルエンザと変わりがちで、豚肉等を食することへの不安が薄らいだという御意見でございます。

当方のコメントにつきましては、当初、「豚由来のインフルエンザ」と報道されたことから、国民の皆様の間で、豚肉・豚肉加工品に対する不安が高まりました。このため、食品安全委員会において、豚由来インフルエンザに関しましては、「豚肉・豚肉加工品を食べることにより、新型インフルエンザがヒトに感染する可能性は、ないものと考えています。」という委員長見解をホームページ等において公表したところでございます。その後、4月30日にホームページを更新する際、「新型インフルエンザ」と表記を改めたところでございます。本件につきましては、今後とも皆様が過度に心配することがないように、正確な分かりやすい情報を迅速に提供するよう努めてまいりますということでございます。

これに関しましては、農林水産省からもコメントをいただいているところでございます。

2番目の御意見ですが、北九州市で0-157食中毒が発生した件に関しまして、牛の生食

に関する衛生基準の見直しが必要ではないかというものでございます。

これにつきましては、厚生労働省からコメントをいただいているところでございます。

小売店、販売店、テイクアウトの弁当販売、飲食店の衛生指導に関しまして、4件御意見が出されているところでございます。これらにつきましては、厚生労働省からコメントをいただいているところでございます。

スーパー等で提供される水についての御意見もいただいております。これに関しましては厚生労働省からコメントをいただいているところでございます。

9番目、食品表示の関係ですが、7件御意見をいただいているところでございます。

まず、偽装に関しまして罰則の強化を望みますという御意見、食品表示の違反などに対しましては、消費者が過剰に反応する場合も多い。そういったことから冷静に判断し、行動することが現代の消費者に求められているのではないかという御意見、違反表示に関しまして消費者庁に期待するという御意見でございます。

これらにつきましては、農林水産省からコメントをいただいているところでございます。

大豆のアレルギー表示に関する御意見でございますけれども、厚生労働省からこれに関してはコメントをいただいているところでございます。

「賞味期限」と「消費期限」の区別が難しい上、内容を正しく理解している人も少ないという御意見ですけれども、これに関しましては、厚生労働省、農林水産省からコメントをいただいているところでございます。

コンビニの見切り販売についての意見、それから、消費者自らが保存、利用について工夫し、安全性の確認を行う必要があるという御意見でございます。これらについては関係行政機関に回付しているところでございます。

最後の「その他」に関しましては、12点御意見をいただいております。

最初は、食品の放射線照射についてでございます。食品安全委員会は、食の安全や健康にもよく、薬剤による汚染の心配のない照射食品の種類を増やしていくべきであるという御意見です。

これに関しましては、食品への放射線照射につきまして、自ら評価するかどうかについて、19年3月の委員会において検討し、情報収集等を継続するということとしております。

清涼飲料水として販売されているお茶の安全性について、清涼飲料水に係る化学物質に関するリスク評価が報告されておりますけれども、包括的な評価について提示はできないのでしょうかという御意見です。

委員会からのコメントでございますが、委員会は、リスク管理機関から清涼飲料水の規

格基準の改正に係る 48 の物質についてのリスク評価の依頼を受けているところでございまして、リスク評価を行っているところであります。これらの評価結果に基づきまして、リスク管理機関による適切な管理が行われることにより、個別製品の安全性が担保されるものと考えておりますというものでございます。

次の 2 つの御意見については、「植物工場」、工場で生産される農産物の安全性についての御意見。

これに関しましては、農林水産省からコメントをいただいているところであります。

斑点米についての御意見ですけれども、これにつきましても農林水産省からコメントをいただいているところでございます。

最後に 7 件の意見が載っておりますけれども、これらにつきましては関係行政機関に回付しているところでございます。

御報告は、以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告の内容、記載事項につきまして、何か御意見、御質問ございますか。ないようでしたら、次の議題に移ります。

(5) 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 7 月分）について

◆小泉委員長 「(5) 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 7 月分）について」、事務局から報告をお願いいたします。

◆小野勸告広報課長 資料 5 に基づきまして「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 7 月分）について」御報告いたします。

問い合わせの件数でございますけれども、51 件となっております。ちなみに 6 月は 52 件でございました。

内訳を下の表に記しております。最も多いのが「③食品一般関係」で 35 件。うち最も多いのが「衛生関係」の 12 件、その次が「食品表示関係」の 8 件となっております。

「①食品安全委員会関係」につきましては 13 件となっております。

「②食品の安全性関係」につきましては 2 件でございます。

2 ページの個別項目の数を集計した表でございますけれども、これまで多かったこんにゃくゼリー、メラミン、事故米、クローン、新型インフルエンザに関しまして、7 月につ

きましてはいずれも 0 件となっております。

「問い合わせの多い質問等」に関して、問答形式で資料を作っております。「食品安全委員会で行われた食品健康影響評価の結果がリスク管理機関に通知された後、どのように施策に反映されているか確認できますか」という質問でございます。

答えといたしましては、食品安全委員会では半年に一度、「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」を行っております。

これは、委員会が通知したリスク評価結果が、リスク管理機関において食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握する目的で行われているものでございます。

なお、リスク管理機関が実施している施策が、リスク評価結果を適切に反映していないと判断した場合などには、内閣総理大臣を通じて関係大臣に勧告を行うことができることとなっております。

これまでの調査の結果につきましては、食品安全委員会のホームページを通じまして公表しているところでございますので、こちらを御覧くださいというものになっております。

御報告は以上でございます。

◆小泉委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問などございましたらどうぞ。ないですか。

それでは、外に議事はございますか。

◆西村総務課長 特にはございません。

◆小泉委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、第 298 回食品安全委員会を閉会といたします。

次回の委員会会合につきましては、8 月 27 日（木曜日）14 時から開催を予定しております。

また、本日この後、16 時から化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会が公開で、明日 21 日（金曜日）13 時 30 分から農薬専門調査会幹事会が公開で、来週 24 日（月曜日）13 時から新開発食品・添加物合同専門調査会が公開で、26 日（水曜日）10 時からリスクコミュニケーション専門調査会が公開で、同日 14 時から農薬専門調査会確認評価第一部会が非公開で開催される予定となっております。

御報告は以上です。どうもありがとうございました。